

申請人 (窓口に来た方)	氏名	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦
	電話番号		年 月 日
	住所		

住民票	☐ 個人の住民票(本籍表示 有)	通	
	☐ 個人の住民票(本籍表示 無)	通	
	☐ 世帯の住民票(本籍表示 有)	通	
	☐ 世帯の住民票(本籍表示 無)	通	
	☐ 除票	☐ 記載証明	通
	☐ 住民票閲覧		通
税務証明	☐ 所得証明書	☐ 課税証明書	通
	☐ 所得と課税の両方の証明書		通
	☐ 納税証明書		通
	☐ 滞納のない証明書		通
	☐ 評価証明書(土地・家屋・両方)		通
	☐ 公課証明書(土地・家屋・両方)		通
	☐ 資産証明書	☐ 住宅用家屋証明書	通
	☐ 字図コピー	☐ 名寄せコピー	通

戸籍	☐ 個人事項証明書『戸籍抄本』	通	
	☐ 全部事項証明書『戸籍謄本』	通	
	☐ 戸籍一部事項証明書()	通	
	☐ 除籍抄本(改製原戸籍)	通	
	☐ 除籍謄本(改製原戸籍)	通	
	☐ 除籍一部事項証明書()	通	
	☐ 広域戸籍全部事項証明書	通	
	☐ 広域除籍全部事項証明書	通	
	☐ 戸籍附票(個人・全員)	通	
	☐ 電子証明書提供用識別符号(戸籍)	通	
	☐ 電子証明書提供用識別符号(除籍)	通	
	☐ 身分証明書	通	
	☐ 届書記載事項証明	☐ 受理証明	通
	☐ 届書等情報内容証明()		通
☐ その他 ()		通	

印鑑証明	登録番号	氏名	通数

その他	☐ 臨時運行許可証	通
	☐ 再発行(個人番号カード)	通
	☐ 船員(雇入・雇止・更新・変更)	通
	☐ 船員手帳(交付・書換・訂正)	通
	☐ その他()	通

どなたの が必要で すか	住所	☐ 申請人と同じ
	世帯主名	☐ 申請人と同じ
	氏名	☐ 申請人と同じ
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日
	【必要な人との関係】 ☐ 同一世帯 ☐ その他[]	
	【使用目的】 ☐ マイナンバー入り	

どなたの が必要で すか	本籍	
	筆頭者名	☐ 申請人と同じ
	必要とする人の 氏名	☐ 申請人と同じ
	必要とする人の 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	【必要とする人との関係】 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父母 ☐ 子 ☐ 祖父母 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他の関係[]	
	【必要な戸籍】 ☐ _____が生まれてから現在(又は亡くなる)までの戸籍 ☐ _____が_____歳から_____歳まで在籍した戸籍	

【請求の理由】※必要とする人との関係がその他の場合に記入 ☐ 権利行使・義務履行 ☐ 国または地方公共団体へ提出	
権限書類	☐ 委任状 ☐ 資格証明書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 社員証 ☐ 身分証明書 ☐ 補助者証 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()

まちづくり 土木管理		税務		市民生活	
---------------	--	----	--	------	--

	住民票	諸証明	納税	住宅	字図 名寄	戸籍	除籍	広域 戸籍	広域 除籍	識別符号 戸籍	識別符号 除籍	附票	身分 証明	受理 証明	印鑑 登録	印鑑 証明	臨時 運行	マイナ ンバー	船員	合計
件数																				
金額																				
本人確認	免・パ・在・マ・保・介・年・その他()										番号[] 聴聞[]									

※請求には本人確認資料が必要です。本人通知制度やその他の注意事項は裏面に記載されています。

請求にあたっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

6. 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

7. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

8. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

9. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

10. 本人通知制度について

津久見市では本人通知制度により、事前登録をした通知希望の本人に限り住民票等を本人の代理人及び第三者に交付した事実を通知する場合がございます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。